



本年度は平均で一人当たり1万90円、一世帯当たり1万4535円の減税

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。町では、基金（預金）から減税財源を計画的に充当し、国保税の負担軽減を図っています。今月号では、その内容をお知らせします。

国民健康保険とは

国民健康保険は、加入する皆さんが病気やけがをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

町と県が協力して運営

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

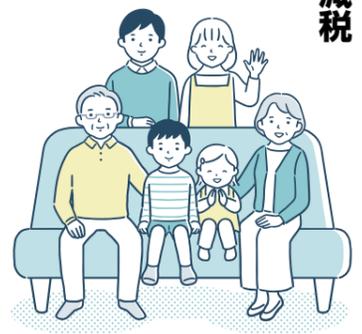
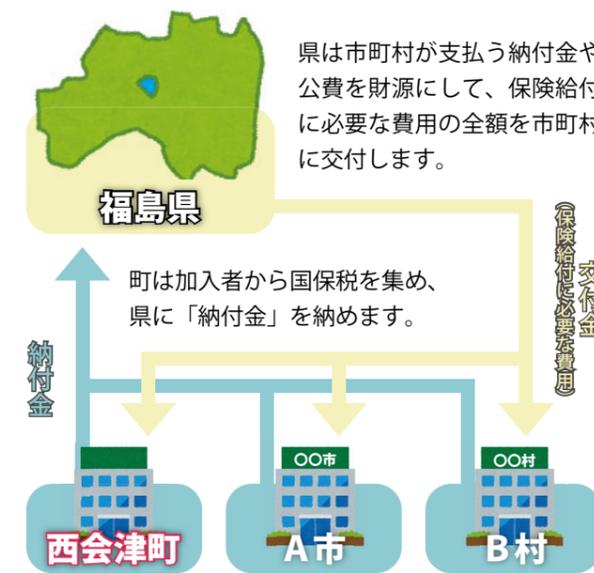
この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、

県の役割

平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者になり、協力して運営を担い、安定的な財政運営と効率的な事業を行っています（図表1を参照）。

県は、市町村からの国保事業費納付金（以下、納付金）や国の補助金等を財源として保険給付に必要な費用を全

図表1 国保財政運営の役割分担



額、各市町村に交付します。また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担っています。

町の役割

町は、被保険者証（以下、保険証）の交付事務や保険給付などの申請・届出の受付、国保税の課税・徴収、特定健診などの保健事業を行います。また、国保税などを財源に県へ納付金を納付します。

税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」、②国全体の後期高齢者医療制度の医療費の状

況によって決める「後期高齢者支援金分」、③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護保険分」の3つの区分で必要額を算定し、税率を決定します。

本年度の税率と税額

医療分Ⅱ納付金や保健事業費等の支出費用から国保税の必要額を算出し、税率を算定します。本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響による所得状況などを考慮し、加

入者の負担軽減を図るため、基金から計画的に繰入している400万円に加え、さらに200万円を上乗せして減税財源としました。今後も将来的な国保税の県統一化を見据え、計画的に基金を活用していきます。

後期高齢者支援金分Ⅱ75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の経費を国全体で賄うため、国保でも一定割合を負担しています。県が示した納付金を基に算定した結果、引き下げとなりました。

介護保険分Ⅱ40歳から64歳までの国保加入者は、介護保険料を国保税として納めます。県が示した納付金を基に算定した結果、引き下げとなりました。

それぞれの区分で算定した結果、昨年と比較して、1人当たりの平均負担額は1万90円、1世帯当たりの平均負担額は1万4535円の減額となりました。

図表2 令和4年度の税率と税額

※（ ）内は前年度比

区分	説明	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	6.66% (+ 0.34%)	2.97% (+ 0.2%)	2.65% (- 0.72%)	49% (± 0%)
均等割	国保加入者1人当たりの負担額	20,400円 (- 1,600円)	9,200円 (- 400円)	10,600円 (- 5,000円)	35% (± 0%)
平等割	1世帯当たりの負担額	15,200円 (- 400円)	6,200円 (- 800円)	5,200円 (- 3,000円)	16% (± 0%)

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	計
1人当たりの平均負担額	48,848円 (- 1,621円)	21,383円 (- 356円)	24,511円 (- 8,113円)	94,742円 (- 10,090円)
1世帯当たりの平均負担額	73,106円 (- 3,903円)	32,002円 (- 1,169円)	28,150円 (- 9,463円)	133,258円 (- 14,535円)

グラフ1 町の平均負担額の推移



保険証の更新と返却

毎年8月に国民健康保険の保険証の一斉更新を行います。

新しい保険証は、7月末までに世帯主宛てに郵送されます。現在使用している保険証の有効期限が切れたら、町役場健康増進課に返却するか、各自で破棄してください。破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。

日頃から「健康」を意識

町では、疾病の早期発見・早期治療に向け、各種健（検）

診を実施しています。国保の特定健診は、1年に1回8千円相当の検査を無料で受けられ、自身の体の状態が確認できるチャンスです。また、生活習慣全般に対する健康意識の向上と健康づくりのため、家庭での血圧測定の習慣化と「健康ポイント手帳」の取り組みをセットで推進しています。

〈問い合わせ先〉

- 国保税について
町民税務課 税務係
☎ 45-2212
- 保険証について
健康増進課 国保係
☎ 45-4532



保険料率や自己負担割合などの変更 後期高齢者医療制度の見直し

後期高齢者医療制度は、実施主体である福島県後期高齢者医療広域連合が、保険料やそれにかかる特例措置などについて、定期的に見直しを実施してきました。今月号では、見直された本年度の保険料率と均等割額の軽減措置および自己負担割合についてお知らせします。

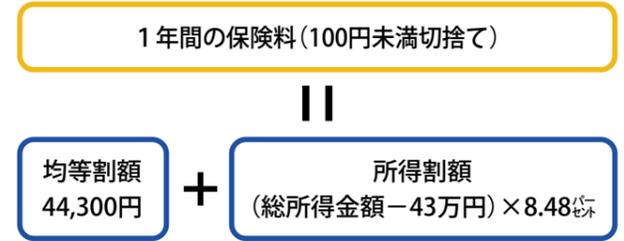
後期高齢者医療制度とは
後期高齢者医療制度は、75歳以上の人および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人のうち認定を受けた人が加入する医療制度です。

保険料率の改定
年間保険料は、制度加入者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。（図表1を参照）

保険料の計算方法
医療費の財源の内訳は、医療機関などで支払う自己負担額を除き、制度加入者（被保険者）が納める保険料が約1割、現役世代からの支援金が約4割、国・県・市町村が負担する公費が約5割となっています。

なお、保険料は制度加入者全員が負担することになりますので、制度加入前まで社会保険の被扶養者だった人にも均等割額が軽減されます。

図表1 保険料の計算方法



※令和2・3年度保険料率は、均等割額43,300円・所得割率8.23%

図表2 軽減割合とその条件

同一世帯内の制度加入者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28.5万円×制度加入者数以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×制度加入者数以下	2割

均等割額の軽減措置
同一世帯内の制度加入者と世帯主の総所得金額等の合計額によって、図表2のとおり均等割額が軽減されます。この保険料については、毎年8月に通知書を送付していただきますので、通知書が届いたら内容を確認しましょう。

自己負担割合について
窓口負担の改正内容
団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。そのため、今年10月より窓口で支払う医療費について、現役並みの所得のある3割負担の人を除き、一定以上の所得のある人は2割に変更となります。2割の対象となるかどうかは11月の図表3で判定します。

2割負担になる人への配慮措置

今年10月1日の施行後3年間は、窓口負担が2割になる人に対し、1カ月の外来医療の負担額を3千円までに抑える配慮措置があります。配慮措置の適用で払い戻しになる場合は、高額医療費として払い戻されます。



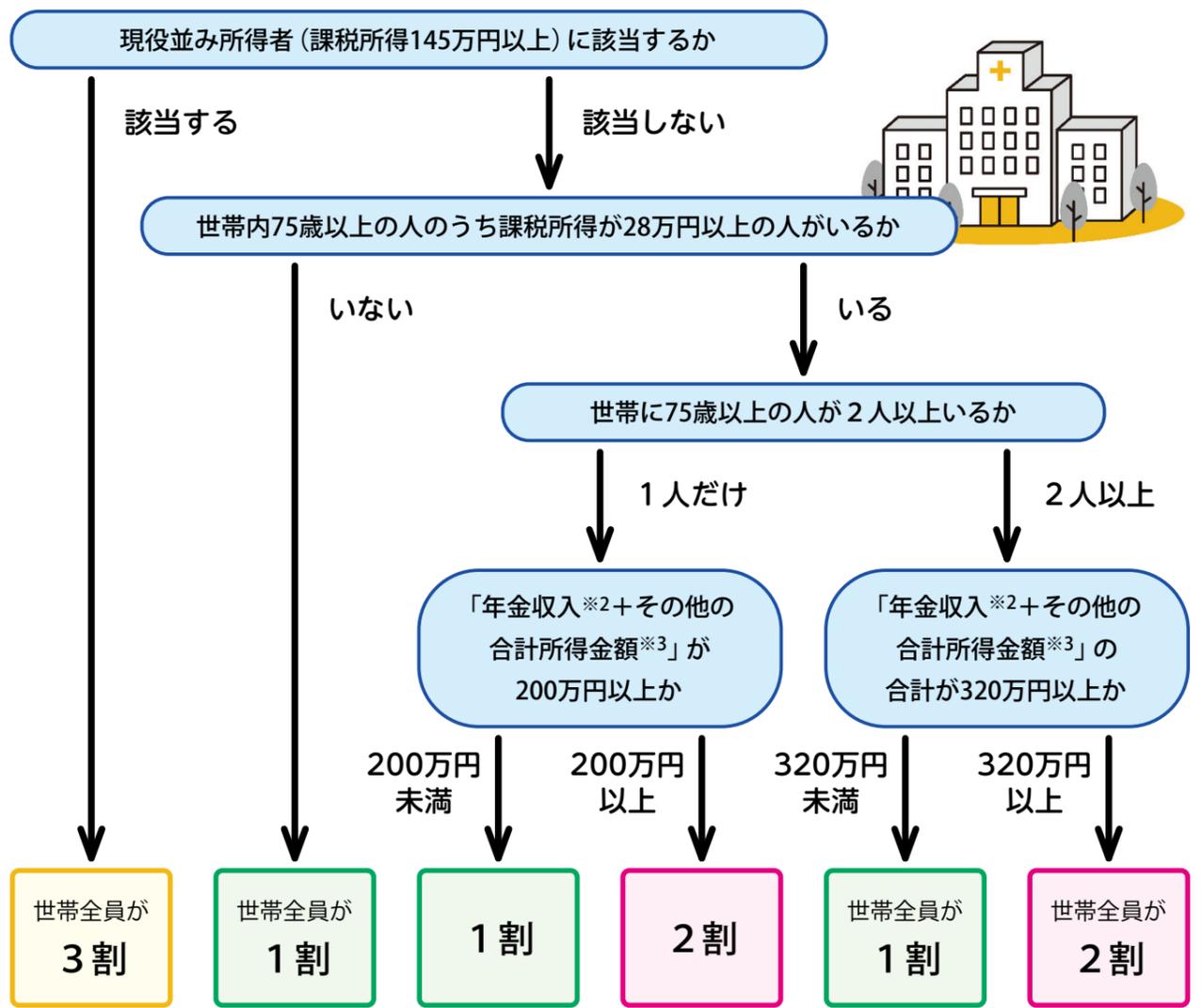
保険証の更新について

窓口負担の改正手続きのため、今年の保険証の一斉更新は図表4のとおり「2回」となります。なお、有効期限が切れた保険証は、町役場に返却するか、個人情報に注意の上で各自で破棄してください。

図表3 窓口負担割合の判定にかかる流れ

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人の課税所得^{※1}や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。令和3年中の所得を基に、8月頃から判定が可能になります。

- ※1 住民税納税通知書の「課税標準」の額のこと。前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除などを差し引いた金額。
- ※2 この年金収入には遺族年金や障害年金は含まれない。
- ※3 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のこと。



図表4 保険証の一斉更新

	1回目	2回目
郵送元	町役場	県後期高齢者医療広域連合
郵送時期	7月末まで郵送	9月末まで郵送
保険証の色	藤色	ピンク色
有効期限	今年9月30日まで	来年7月31日まで

〈問い合わせ先〉
健康増進課 国保係
☎ 45-4532
後期高齢者窓口負担割合
コールセンター
☎ 0120-002-719



議案5件、報告4件を審議・可決 6月町議会定例会報告

6月10日から14日までを会期に開かれた令和4年第4回町議会定例会では、条例の一部改正や令和4年度補正予算など議案5件および報告4件が審議されました。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次のとおりです。

町政の主要事項 報告から

町における新型コロナウイルスの感染状況と対応——
3月12日から6月8日まで
の間、町内で新たに53人の陽性が確認され、町内での累計感染者数は76人となっています。中でも、こゆりこども園においてはクラスターが確認されたほか、町役場内においても5人の職員の感染が確認されました。

町では、町内での感染者確認と「福島県感染拡大防止重点対策」の実施を受け、町対策本部会議で対応を協議してきました。これまでの主な対策としては、ケーブルテレビ

で町長メッセージや感染予防情報を放送したほか、臨時区長文書によるチラシの全戸配布、町ホームページによる注意喚起などを行いました。

新型コロナウイルスワクチン接種——
町での3回目追加接種は、今年1月7日に医療従事者から接種を開始し、国が示す優先順位により、高齢者施設入所者および従事者、65歳以上の高齢者、12歳〜64歳までの人、5歳〜11歳までの小児への集団接種を5月28日に終了しました。

また、ワクチン接種率については、6月1日現在、12歳以上の対象者5427人の

89・1割にあたる4835人が3回目の接種を終了しています。なお、町の集団接種会場では重篤な副反応の発生はありませんでした。



町議会定例会の様子

町総合計画検討会議の設置について——
町では、令和5年度から3年間の町総合計画・後期基本計画を本年度に策定することとしています。計画は、まちづくり基本条例に基づき、町民の皆さんの幅広い意見の反映を図るため、25人の委員を委嘱して総合計画検討会議を設置し、策定作業を進めていきます。

計画策定にあたっては、専門的な見地から指導・助言をいただくため、町最高デジタル責任者の藤井靖史氏をアドバイザーに、総合計画検討会議と町職員により組織する「総合計画策定プロジェクトチーム」が連携を図りながら、策定作業を進めていきます。

鳥獣被害の防止対策——
町では有害鳥獣による被害防止対策として、わな猟免許の取得支援や本年度から新たに猟銃購入費の助成制度を創設しました。このほかにも、5月18日からは猟友会によるパトロール活動を開始し、町鳥獣被害対策実施隊と連携した体制を整備しています。

さらに、本年度は大型獣の解体処理に要する負担軽減を図るため、解体処理施設を野沢・芝草地内の「旧野沢中学校跡地」の町有地に整備を進めていきます。5月15日には芝草自治区の皆さんに、整備の内容などについて説明会を開催しました。本施設の整備を契機として有害鳥獣被害の

拡大防止対策を一層推進し、将来的にジビエ加工施設としての活用も視野に入れ、関係機関に対し出荷制限解除に向けて積極的に働きかけを行っていく予定です。

可決された議案
◆町税条例の一部改正（専決処分）
◆町国民健康保険条例の一部改正
◆国保加入者の負担軽減を図るための国保運営基金の活用および新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した減税のための税率などの変更

町の資源を生かし、地域活性化を図る 株式会社モンベルと包括連携協定を締結

町では、アウトドア活動などの促進を通じて地域の活性化と町民生活の質の向上を目的に、国内大手アウトドア用品メーカーの株式会社モンベル（大阪府大阪市）と「連携と協力に関する包括協定」を締結しました。協定締結式は6月2日に行われ、薄町長と辰野代表取締役会長が協定を交わしました。

今後は、同社との連携・協力により、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化をはじめ、自然環境保全意識の醸成、子どもたちの生きる力の育成、さらに健康寿命の延伸などを図っていきます。

同社との協定は、会津地域13市町村と県会津管内出先機関で組織する会津地域課題解決連携推進会議が今年1月に策定した「会津地域自治体広域連携指針」に合致する取り組みであることから、会津地域の全13市町村もそれぞれに同社と協定を締結することになり、13市町村と県が一堂に会し、合同協定締結式および広域連携共同宣言式を道の駅あいづ湯川・会津坂下で行いました。



▲協定書を掲げる辰野代表取締役会長と薄町長



▲会津地域13市町村長と関係者で記念撮影

料金の見直しや操作方法を相談 携帯電話料金相談会を開催

町では、5月10日にKDDI株式会社、5月13日に株式会社NTTドコモによる携帯電話料金やスマートフォンなどの操作方法に関する相談会を、まちなか再生拠点施設「にぎわい番所ぷらっと」で開催しました。

当日は各企業の社員が来町し、料金の見直しや契約内容の変更に関する相談を直接受け付けたほか、スマートフォンの操作方法やアプリの使い方などのアドバイスも行いました。

このほか、町では毎週火曜日に「デジタルよろず相談室」を開催しています。デジタル機器の操作方法や料金の見直しについても相談できますので、気軽に利用ください。

〈問い合わせ先〉
企画情報課 デジタル戦略室 ☎45-4536



▲KDDI株式会社による相談会の様子

◆デジタルよろず相談室
【開催日時】
毎週火曜日 午前10時～午後5時
【開催場所】
にぎわい番所 ぷらっと（旧野口燃料）
※7月26日は奥川みらい交流館、8月30日は新郷連絡所で開催。



災害発生時の被災者支援について協定を締結

町社会福祉協議会と西会津ライオンズクラブが連携

西会津町社会福祉協議会と西会津ライオンズクラブでは、災害時における協力に関する協定を締結しました。これは、町内における自然災害発生時に、被災地や被災者に対する支援をスムーズにかつ効果的に実施することを目的に取り交わすものです。

5月23日、町役場で協定書調印式が行われ、町社会福祉協議会会長の薄町長と西会津ライオンズクラブの武藤健会長が出席しました。式の中で武藤会長は、「災害などの有事の際に、速やかに対応し地域に貢献できるよう備えていきたい」とあいさつしました。



本年度より拡充 誕生を祝い健やかな成長を願う

高濱さん夫婦に出産祝金を贈呈

本年度より事業内容を拡充した「出産祝金」について、拡充後第1号となった高濱道法さん・夏海さん夫婦（8町内）に祝金と家族の絆応援クーポンが贈られました。5月18日に町役場で贈呈式が行われ、薄町長が高濱さん夫婦に祝金を手渡し、「子どもは家庭の宝であり町の宝でもある。健やかな成長を願い、町でも支援していきたい」とお祝いの言葉を送りました。

〈問い合わせ先〉

子育て支援センター 電話 45-4332



長年にわたり町民の健康増進に取り組む

食生活改善推進員に感謝状を贈呈

5月13日、町民の食生活改善の指導などを行う「食生活改善推進員」を25年以上務めた人に対する感謝状贈呈式が町公民館で行われました。本年度は2人が対象となり、薄町長から感謝状と記念品が贈られました。式の最後には、今回表彰を受けた猪俣八重子さん（写真左）が「研修会などの活動が楽しみで、25年はあっという間に過ぎた。これからも楽しみながら活動を続けたい」と謝辞を述べました。

◆表彰者〔敬称略〕

星眞智子（漆窪）、猪俣八重子（小山）



安心・安全な地域づくりに活用

東北電力ネットワークがLED防犯灯を寄贈

町では、6月1日に東北電力ネットワーク喜多方電力センターよりLED防犯灯の寄贈を受けました。

同日に町長室で行われた贈呈式では、喜多方電力センターの佐々木幸雄所長（写真右）が薄町長に目録を手渡しました。薄町長は「毎年のご厚意に感謝します。防犯灯の設置により、夜間でも町中が明るくなり、町民の皆さんが安心・安全に暮らすことができ感謝しています」と謝意を伝えました。今回寄贈されたLED防犯灯は、今後、町内10カ所に順次設置される予定です。



蔵を改修し、会津の文化人の作品を中心に展示

奥川・真ヶ沢に小さな美術館が7月18日オープン

会津坂下町出身で教員や郷土史家として活躍し、令和2年に亡くなった故古川利意さんの作品を中心に展示する古川利意記念美術館「農とくらし」が7月18日にオープンします。

これは、以前から古川さんと親交があり、その作品を多数所有していた小野木麗子さん（真ヶ沢）が発起人となり、常時鑑賞できる場所づくりに取り組んできました。この美術館は、小野木さんの所有している蔵を改修したもので、古川さんの作品約400点を常設展示するほか、一部を多目的に使用できる企画スペースとして活用していく予定です。会津地域の貴重な民俗資料としても価値のある古川さんの作品を見に、ぜひ一度足を運んでみてください。

◆古川利意記念美術館「農とくらし」

【開館日時】 土日祝日 午前10時～午後5時

【場所】 下記のとおり（奥川大字飯里字里道 2246）



【観覧料金】 無料

〈問い合わせ先〉

☎080-6019-0384（小野木）



▲ホームページ



▲展示予定の古川さんの作品（一部）



町の顔として、町の魅力を発信

4代目「にしあいつ観光クルー」が決定

6月7日、新たに決まった4代目「にしあいつ観光クルー」の3人とにしあいつ観光交流協会の清水幹久会長が、就任のあいさつのため町役場を訪れました。

今回就任した西道紗恵さん、貝沼翔子さん、雅楽川由梨さんは薄町長にあいさつし、これからの観光クルーとしての活動への抱負や意気込みをかたりました。

3人の任期は3年間で、西会津町の顔として、各種イベントなどで町のPR活動を行い、町の魅力を広く発信していきます。



▲写真左から清水会長、西道さん、貝沼さん、雅楽川さん、薄町長

町長コラム その26



これからは日本海側に視点を向けたまちづくりが重要であると考えていたが、その糸口がなかなか見つからなかった。過去には、新潟県内の先進地町村の視察や、福島県と新潟県の県境にある8町村による県境圏域の振興を図るための調査検討を実施した経緯もあるが、調査で終わってしまった。

そんな過去の経緯の中で、何ができるのか思いを巡らせていたところ、先日、新潟日報社主催の「未来のチカラin阿賀路」のイベントが、阿賀野川(阿賀川)でつながる五泉市・阿賀野市・阿賀町・西会津町をエリアに開催された。本町がエリア内になったのは、古くから新潟との結びつきが深いこともあるが、新潟日報社の特別な計らいもあったようである。特に、5月20日〜21日の2日間は「西会津フェア」と題して、町の食や地場産品を中心とした出展、西会津産米の無料配布、張り子の絵付け体験などが新潟日報メディアシップ(新潟市)で開催された。さらに、5月29日のなつかしCarショーや6月1日からの大山まつりの開催を新聞紙面1ページに大きく取り上げ宣伝していただいた。なつかしCarショーには当初の予想を上回る約6千人の来場者があり、また、大山まつりには例年より多い参拝者が訪れているようで、今年の出足は順調である。新潟日報社の温かい計らいに深く感謝を申し上げたい。今後とも同社との関係を大切にしながら、便利な交通条件などを活かし、日本海側や関西方面との関係構築に取り組んでいきたい。

西会津町長

薄 友喜

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

